

2024年6月27日

神奈川県立秦野曾屋高等学校 「福祉実習」(1年生)
～「障がい者福祉」～

(株) 研 進 出 縄 貴 史

(法律の表記に合わせ、以下、「障がい」ではなく「障害」と漢字で記載します)

1. 「福祉」「障害者福祉」とは？

福祉：社会的弱者（未成年者、高齢者、障害者、経済的困窮者、ホームレス等）
⇒ 生活の質を維持・向上させること 「社会保障」の一分野

障害者福祉：「障害」のある方達の生活の質を維持・向上させること
①生活介護 ②就労支援

2. 社会保障の担い手と財源・・・日本の政治課題

(1) 家計における支出要素

①税金（租税） ②社会保険料（労災・雇用・健康・厚生年金） ③消費 ④貯蓄

(2) 国民負担率（税金と社会保険料の占める割合－2021－）

フランス	68.0%	(租税負担率43%)
デンマーク	65.1%	(64%)
スウェーデン	55.0%	(50%)
ドイツ	54.9%	(32%)
日本	48.1%	(29%)
イギリス	47.6%	(36%)
米国	33.9%	(26%) 個人主義／格差問題

国民負担率が低い程、一般的に個人での貯蓄や老後の備えの必要性が高まる。

(3) 「福祉国家」から「福祉社会」へ

*国民負担率が高いヨーロッパ先進国 = 「福祉国家」

良いように見えるが近年、種々問題が出てきた。

賃金保障→怠惰（オランダ） サムハラ（福祉施設）→元気ない（スウェーデン）

最近では、「福祉国家」から「福祉社会」にシフトする傾向にある。

*日本は、「福祉国家」としては後進国。「福祉社会」を形成してきた。

戦後の高度経済成長を背景に、

その担い手は、 ①企業 & ②家族（見えざる福祉国家）であった。

① 企業：終身雇用・年功序列 → 就職・結婚・昇進・子供・持家・昇進・退職
⇒ 高度成長の終焉、成果主義、リストラ、非正規社員
企業の福祉機能が崩壊

② 家族：大家族（3世代同居）

＜平均世帯数 1950 年代：5 人→1990 年：3.5 人→2020 年：2.5 人＞

昔は、母親が家族の福祉を支えた。

⇒ 現代は、共稼ぎ・働くお母さん 家族の福祉機能が崩壊

これからの「福祉」をどうするか？（税と社会保障の一体改革の重要性）

⇒ 財政難を背景に、民間企業が社会保障サービスに参入し市場へ供給する時代

例：教育・医療・福祉における民間企業の役割が期待される。

その一方、「儲かる医療、採算が取れる福祉サービス」成り立つのか？

3. 障害者福祉と共生

（1）「障害」の3区分と発達障害

①身体障害 436万人 （令和2年-2020- 内閣府資料）

身体機能に不全がある状態。先天的または事故などの後遺症もある。

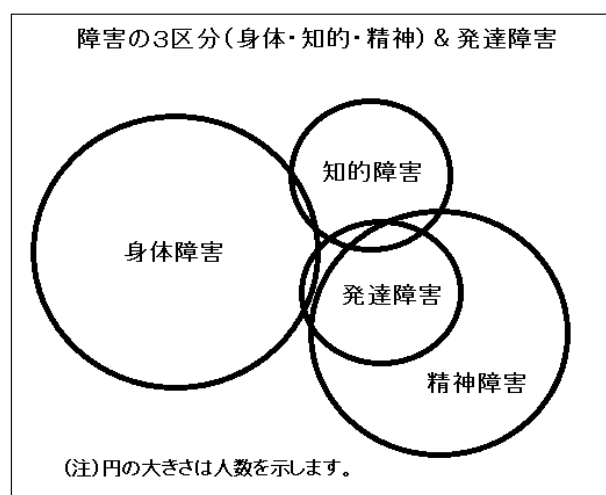
②知的障害 109万4千人

知的処理に問題がある状態。知能指数（IQ70以下：読み書き計算など知的処理を行う上で問題が伴う）先進的なものが多い。

③精神障害 586万1千人

感情や認識に問題がある状態。行動が一般と異なったり、過度に気分が沈む「うつ病」や幻覚や幻聴による異常な状態、アルコール依存症などを含む。後天的なものも多い。

発達障害：脳機能の障害で、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）・・・等、多くの症状がある。主に、精神障害の一部に含まれる。



（2）人権保全と合理的配慮

⇒ 特別扱いしないこと 「思いやり」を持って普通に接すること

「障害は個性の一つ！」→ 重要な視点。但し、このような言い方は安易ではないか？との意見もある。

「障害」にも色々ある（身体・知的・精神、その他発達障害）
重度の障害を個性と割り切るほど容易なものではない。

⇒ それなりの配慮・支援が必要である。

国連障害者権利条約（2006年に国連が採択）

【ポイント2点】

① 障害者問題 → 「福祉」の問題ではなく「人権問題」と捉える。

② 「合理的配慮」→ 弱者への思いやり 2024年度より企業に対して義務化。
障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うことである。

（3）「不運」と「不幸」は違う（如何に生きるか？が問われる）

障害があるということ → 不運かもしれないが決して不幸ではない！
（障害があっても幸せになれる。名誉や財産がある人でも幸せでない人は大勢いる）

（4）「この子らを世の光に！」

糸賀一夫先生（日本の障害者福祉の父）の言葉

「この子らに」ではなく「この子らを」の意味を考えよう！

進和学園の理念：「一人には一人のひかり」



糸賀一夫先生

（5）「共生」とは？

「仲良しクラブ」ではない。

宮脇昭先生（「森づくり」の世界的権威：横浜国大名誉教授）の言葉より

「共生」とは、「競争」しながら少し「我慢」して「共に生きる」こと。

自然の森は色々な種類が混ざり合っている。仲の良いものだけを集めてもダメ！人間社会も同じ。混ぜる、混ぜる、混ぜる！

*国の「地域共生社会政策」（2016年～）

①市町村を基盤にしつつ、日常生活圏域で重層的かつ包括的支援を全世代対応型で展開する。

②福祉サービスを必要とする人々の地域社会への参加を支援する。

Ex. 入所型施設 ⇒ グループホーム、在宅福祉サービス

4. 障害者就労支援 福祉的就労

(1) 企業における障害者法定雇用率 段階的な引き上げ

日本 2.5% 企業は、従業員の2.5%は障害者を雇用する義務を負う。

⇒ 2026年7月：2.7%に引き上げ

法定雇用率を遵守できない企業；障害者雇用納付金（1人につき月額5万円／年間60万円）を支払わなければならない。

法定雇用率を遵守している企業：調整金（社員100名を超える企業／法定雇用率をクリアして雇用している社員1人当たり月額27,000円／年間324,000円）の支給を受ける。

（社員100名以下の企業で、雇用障害者数が一定数を超える場合は報奨金として一人当たり月額21,000円／年間252,000円の支給を受ける）

(2) 労働者と訓練生

企業に就職 「雇成型」 ＝「労働者」としての権利が保全される。

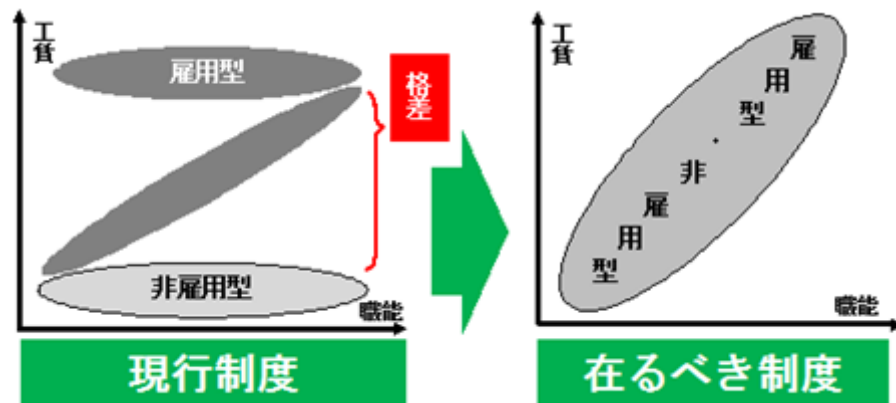
（労働基準法、最低賃金法等が適用される）

福祉施設を利用 「非雇成型」 ＝「労働者」の権利はなく「訓練生」となる。

（労働法規の対象とはならない）

「労働者」と「訓練生」の格差が問題となる。

(3) 福祉施設の平均月額工賃 月額17,031円（2022年度）



福祉施設（非雇成型）における工賃は、何故、低いのだろうか？
工賃を高くするにはどうしたら良いのだろうか？

(4) Decent Work（ディーセントワーク：働き甲斐のある人間らしい仕事）

法定雇用率といった数値目標以外に「質」を重視する必要がある。

「できないこと」ではなく「できること」に注目する。

以上